

指定介護老人福祉施設重要事項説明書

特別養護老人ホーム双葉苑

当施設は契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護度3から5までの者」及び「要介護度1または2の方のうちその心身の状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた者」が対象となります。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 桐生療育双葉会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県桐生市広沢町1丁目2648番地の1 |
| (3) 電話番号 | 0277-54-1182 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 近藤 理 |
| (5) 設立年月日 | 昭和31年8月24日 |

2. 利用施設

- | | |
|----------------|--|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設
平成12年4月1日指定 群馬県 1070300189号 |
| (2) 施設の目的 | 介護保険法の趣旨に従い、契約者が家庭的な雰囲気の中で、自立した日常生活を営むことが出来るように支援する。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム双葉苑 |
| (4) 施設の所在地 | 群馬県桐生市広沢町一丁目2643番地の1 |
| (5) 電話番号 | 0277-54-8900 |
| (6) 管理者(施設長)氏名 | 諸井 直彦 |
| (7) 開設年月日 | 平成6年4月1日 |
| (8) 入所定員 | 56人
※短期 10人 |

3. 居室・設備の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、個室又は2人室ですが、個室への入居を希望される場合は、その旨お申出ください。(但し、契約者の心身の状況や居室の空き状況により希望に沿えない場合もあります。)

<従来型>

- ・ 居室（特別養護老人ホーム用56床・短期入所生活介護用10床）
1階 個室… 5室 2人室… 7室
2階 個室… 15室 2人室… 16室
- ・ 食堂
- ・ 機能回復訓練室
- ・ 娯楽室
- ・ 浴室（機械浴室・一般浴室）

<併設ユニット型施設と共用>

- ・ 医務室
- ・ 事務室
- ・ 相談室
- ・ 面接室

※前記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者・家族及び身元引受人等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- ・ 管理者（施設長）
- ・ 生活相談員
- ・ 介護職員
- ・ 看護職員
- ・ 機能訓練指導員
- ・ 介護支援専門員
- ・ 医師
- ・ 栄養士
- ・ 調理員
- ・ 事務員

<主な職種の勤務体制>

- ・ 介護職員

勤務場所	勤務時間	休憩時間
従来2F 早番	07:30～16:30	11:00～12:00
従来2F 日勤	08:30～17:30	12:30～13:30
従来2F 遅番1	10:00～19:00	13:00～14:00
従来2F 遅番2	10:00～19:00	13:30～14:30
従来2F 夜勤1	17:00～10:00	02:00～04:00
従来2F 夜勤2	17:00～10:00	00:00～02:00
従来1F 早番	07:00～16:00	11:00～12:00
従来1F 遅番	09:30～18:30	12:30～13:30
従来1F 夜勤	17:00～10:00	01:00～03:00

- ・ 看護職員 早出 07:30 ～ 16:30
常勤 08:30 ～ 17:30
遅出 09:30 ～ 18:30
- ・ 医師 毎週火曜日 14:00～16:00
- ・ 機能訓練指導員 月曜日～金曜日 08:30～17:30

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 介護給付によるサービス
- (2) その他介護給付サービス加算
- (3) 介護保険の給付対象とならないサービスがあります。

*利用料金に関しては別紙の料金表にて定めておりますので、参考にしてください。

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食費及び居住費合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は入所者の要介護度、負担割合及び被保険者の所得区分に応じて異なります。)

(1) 介護給付によるサービス (契約書第3条参照)

<サービスの概要>

①入浴

- ・ 入浴は週2回、清拭は随時行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

②排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③食事等の介護

- ・ 当施設では、栄養士の作成する献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 契約者の自立支援のため離床として、食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 07:30～08:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00

④機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) その他介護給付サービス加算 (別紙参照)

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供に要する費用 (食材料費及び調理費)

契約者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日当り)の負担となります。

②居住に要する費用 (光熱水費及び室料 (建物設備等の原価償却費等))

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、居住費(滞在費)を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費 (滞在費) の金額(1日当り)の負担となります。また、外泊や入院時の場合にも居住費のご負担をしていただきます。

③特別な食事 (酒を含みます。)

契約者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④理髪・美容

[理・美容サービス]

月1～2回、美容師の出張による理・美容サービス (調髪、パーマ、洗髪) をご利用いただけます。

利用料金：調髪1回あたり1,500円 (パーマ等ご利用の場合は別途料金が必要です)

⑤レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

1) 主なレクリエーション行事予定

月	行事とその内容	備考
1月	新年会・初詣・誕生会	家族参加
2月	節分・誕生会	
3月	雛祭・誕生会	
4月	観桜会・誕生会	
5月	端午の節句・誕生会	
6月	誕生会	
7月	七夕・誕生会	
8月	誕生会	
9月	敬老会・十五夜・誕生会	
10月	双葉会まつり・誕生会	家族参加
11月	誕生会	
12月	クリスマス会（忘年会）・誕生会	家族参加

2) クラブ活動

○音楽クラブ、娯楽クラブ(レクリエーション)、娯楽クラブ(作品作り)、料理クラブ
各クラブ月1回ずつで随時行います。

⑦複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。1枚につき … 10円（カラー：30円）

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨契約書第20条に定める所定の料金

契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をご負担いただきます。

・1日あたり 855円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合変更された額に合わせて、契約者側の負担額を変更します。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）、（3）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

利用できる金融機関：群馬銀行（支店は問いません）

※引落手数料につきましては、支払者のご負担となります。

イ. 下記指定口座への振込み

群馬銀行 桐生支店 普通預金 No.1005006

※振込料につきましては、振込者のご負担となります。

（５）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

- ・ 名称 東邦病院
所在地 みどり市笠懸町阿左美 1 1 5 5
診療科 総合
- ・ 名称 恵愛堂病院
所在地 みどり市大間々町大間々 5 0 4 - 6
診療科 総合
- ・ 名称 両毛整肢療護園
所在地 桐生市広沢町 1 - 2 6 4 8 - 1
診療科 内科・小児科・整形外科・リハビリ科

②協力歯科医療機関

- ・ 名称 森下歯科クリニック
所在地 桐生市錦町 1 - 9 - 2 7

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当施設との契約は終了し、契約者に退所していただくことになります。（契約書第 14 条参照）

- ①要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②要介護認定により契約者の心身の状況が要介護 1 又は 2 と判定され、特例入所の要件に該当しないと認められる場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥契約者から退所の申出があった場合（詳細は以下をご覧ください。）

⑦事業者から退所の申出を行った場合（詳細は以下をご覧ください。）

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出してください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

②契約者が入院された場合

③事業者もしくはサービス事業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合

④事業者もしくはサービス事業者が守秘義務に違反した場合

⑤事業者もしくはサービス事業者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

⑥他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

①契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②契約者によるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

③契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④契約者が連続して 3 ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

⑤契約者が介護老人福祉施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

⑥契約者又は、家族等から職員に対するセクシュアルハラスメント又は、パワーハラスメント、身体的・精神的暴力などが認められた場合

*** 契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第 19 条参照）**

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下のとおりです。

①検査入院等、短期入院の場合

1 ヶ月に月 7 日以内（連続して 6 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。入院期間中は居室を確保させていただきますので、料金表に定める金額を頂きます。（外泊時費用）

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

入院期間中も居室が契約者のために確保されている場合は、当該居室の居住費をご負担いただきます。(外泊時費用算定時は補足給付がありますが、それ以降は基準費用額のご負担となります)

なお、契約者が利用していた居室を短期入所生活介護に活用することに同意いただき、当該居室を短期入所生活介護に利用した期間は、居住費をご負担いただく必要はありません。

(3)円滑な退所のための援助(契約書第18条参照)

契約者が当施設を退所する場合には契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人(契約書第23条参照)

契約締結にあたり、原則として身元引受人を1名定めていただきます。

身元引受人は、ご家族・ご親戚等の身近な方をお願いします。また、身元引受人がこの役割を出来なくなる状況がある場合には、新たな身元引受人を定めていただきます。

ただし、身元引受人を定めることが社会通念上困難な場合にはこの限りではありません。

<身元引受人にお願いする事項>

- ①契約者の費用等の経済的な債務に関する事
- ②契約者の入院時等の書類手続きに関する事
- ③契約者の契約が終了した後、当施設に残された所持品(残置物)の引き取りに関する事
(引渡しにかかる費用については、契約者又は身元引受人にご負担いただきます)

8. 虐待防止と身体拘束の原則禁止について

当施設では、入所者等の人権の擁護・虐待防止の等のために、必要な措置を講じます。

- ① 管理者を責任者とする虐待防止委員会、身体拘束対策委員会の設置
- ② 従業者に対し、虐待防止、身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ 入所者及び家族からの苦情処理体制の設備
- ④ 成年後見制度の利用支援
- ⑤ 施設は、サービスの提供中に、従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村通報します。

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況 : 未実施

10. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口（担当者）
阿久津 真理（特別養護老人ホーム双葉苑 生活相談員）
電話番号 0277-54-8900
受付時間 毎週月曜日～金曜日 08:30～17:30
また、「皆様の声」（ご意見箱）を設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・ 桐生市保健福祉部健康長寿課
所在地 : 〒376-8501 桐生市織姫町 1-1
電話番号 : 0277-46-1111 内線 392.393 FAX : 0277-45-2940
受付時間 : 08:30～17:15（土日、祝日を除く）
- ・ 群馬県国民健康保険団体連合会
所在地 : 〒371-0846 前橋市元総社町 335-8（群馬県市町村会館内）
電話番号 : 027-290-1363 FAX : 027-255-5308 ; 5309
受付時間 : 08:30～17:15（土日、祝日を除く）
- ・ 群馬県社会福祉協議会
所在地 : 〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12（群馬県社会福祉総合センター内）
電話番号 : 027-255-6033 FAX : 027-255-6173
受付時間 : 08:30～17:15（土日、祝日を除く）

(3) 苦情処理第三者委員

- 田中 久仁雄（連絡先 0277-52-5516）
- 富所 榮子（連絡先 0277-53-9637）

*公正中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

特別養護老人ホーム双葉苑

説明者 職名 _____ 氏名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意いたしました。

<契約者（入居者）>

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

<身元引受人>

住所 _____

氏名 _____ 印 契約者との続柄 _____

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要（全体）

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階
一部鉄骨造 地上2階

(2) 建物の延床面積 6,344.97 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[居宅介護支援事業] 平成11年9月30日指定 群馬県1070300080号

[通所介護] 平成12年2月1日指定 群馬県1070300213号 定員30名

[訪問介護] 平成12年2月1日指定 群馬県1070300205号

[短期入所生活介護] 平成12年2月1日指定 群馬県1070300221号 定員10名

[軽費老人ホーム(ケアハウス)] 平成9年8月1日開設 定員36名

[ユニット型特別養護老人ホーム双葉苑]

平成26年4月1日指定 群馬県1070302730号 定員34名

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員… 利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員… 利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員… 主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員… 利用者の機能訓練を担当します。

介護支援専門員… 利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

医師… 利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）に施設サービスの計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②その担当者は施設サービスの原案について、契約者及び身元引受人（家族等）に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

- ③施設サービス計画は、6か月（要介護認定有効期間）に1回、もしくは契約者及び身元引受人の要請に応じて変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、契約者及び身元引受人（家族等）と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④施設サービス計画が変更された場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ契約者から聴取、確認します。
- ③契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス事業者は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者・家族身元引受人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の状況を提供します。
また、契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、契約者の同意を得ます。

5. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入居にあたり、できるだけ自宅での生活との継続性を持たせるため身の回りの品々をご持参ください。ただし、居室の広さに限りもございますので、大きなものはご相談下さい。また、他の入居者に迷惑がかかる恐れのある物をご遠慮ください。

（2）面会

面会時間 08：30～21：00

※ 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※ なお、来訪される場合、飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

（3）外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申出下さい。

但し、外泊については、1か月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申出下さい。前日までに申し出があり1日(3食とも)欠食された場合は重要事項説明書5(3)①に定める「食事に係る自己負担額」はいただきません。

(5) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第10条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設及び敷地内、全面禁煙となっております。

6. 損害賠償について (契約書第11条、第12条参照)

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。